(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年 6 月 14 日

滋賀県知事 殿

提出者 阪和興業株式会社 住 所 大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9 氏 名 製鋼原料部部長 今泉 康 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-7525-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	阪和興業株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9
計画期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	07 職別工事業
②事業の規模	456億5127万6790円
③従 業 員 数	1,521名
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	コンクリートがら、アスコンがら→再生処理業者に委託して再生砕石として再 資源化 ガラス陶 磁器くず→再生処理業者に委託して再生路盤材として再資源化 廃プラスチッ ク→再生処理業者に委託してボイラー燃料として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 本社製鋼原料部 (統括役員、理事、課長、営業担当) 工事管理者(監理技術者、主任者、現場担当) 工事協力会社 産業廃棄物処理会社 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和 3年度) 実績】 廃プラスチック ガラス陶磁器くず 産業廃棄物の種類 排出量 64 t 74.2 t 産業廃棄物の種類 コンクリートがら アスコンがら ①現状 排出量 2800. 22 t 14.82 t (これまでに実施した取組) ・工法の改善 • 梱 リサイクル率の高い業者の選定 包材の削減 【目標】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック ガラス陶磁器くず 排出量 0 t 0 t 産業廃棄物の種類 コンクリートがら アスコンがら ②計画 排出量 0 t 0 t (今後実施する予定の取組) ・現時点での排出予定無し 発生した場合、これまでの取組の徹底 産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現状 ・ 適正な分別による廃棄物排出の低減化 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 ・上記に加え、混合廃棄物の分別の徹底

自ら	っ行う産業廃棄物の再生	生利用に関する事項				
		【前年度(令和 年	连度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	_		_		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_	t	_	t
	①現状	(これまでに実施した取	双組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_	t	_	t
	②計画	(今後実施する予定の取	双組)			
自ら	- っ行う産業廃棄物の中間	間処理に関する事項				
		【前年度(令和 年	度)実績】			
		産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	_	t
	①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	_	t	_	t
		(これまでに実施した取	z組)	•		
		【目標】		<u> </u>		
		産業廃棄物の種類	_			
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_	t	_	t
	②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	_	t	_	t
		(今後実施する予定の取	双組)	•		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
		【前年度(令和年	度)実績】					
	①現状	産業廃棄物の種類	_	_	_			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		— t		– t		
		(これまでに実施した取	組)					
	②計画	【目標】						
		産業廃棄物の種類	-	_	_	_		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		— t	_	– t		
		(今後実施する予定の取	組)					
77: 1 14-1	京布州の加田のチジ)。	明より 東西						
医 兼	廃棄物の処理の委託に 		 F度)実績】					
		アスコンが						
		産業廃棄物の種類	廃プラス チック	ガラス陶磁 器くず	コンクリートがら	, スコンル ら		
		全処理委託量	74. 2 t	64 t	2800. 22 t	14.82 t		
		優良認定処理業者へ 処理委託量	74. 2 t	64 t	2800. 22 t	14.82 t		
		再生利用業者への 処理委託量	74. 2 t	64 t	2800. 22 t	14.82 t		
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t		
		認定熱回収業者以外 熱回収を行う業者へ 処理委託量		0 t	0 t	0 t		
		(これまでに実施した取組)						
		・再資源率の高い業者を選定し、書面による契約を実施している						

		【目標】					
		産業廃棄物の種類		廃プラス チック	ガラス陶 磁器くず	コンクリートが ら	アスコン がら
			全処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
			優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
			再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
			認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組)					
							・電 ・再資
※事	務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。